

第13期 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成30年3月28日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時30分)

場所 渋谷サンスカイルーム
東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号
朝日生命宮益坂ビル5階
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください)

目次

第13期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	3
事業報告	6
連結計算書類	29
計算書類	32
監査報告	35



PIXTA

ピクスタ株式会社

証券コード:3416

株主のみなさまへ



いつもピクスタをご支援いただきまして誠にありがとうございます。

2017年は、前年に開始した諸々の新規事業の成長に取り組むとともに、定額制販売重視への大きなシフトや、韓国市場への進出等、不確実性に挑んだ「積極投資」の一年でした。

また、8月に創業12周年を迎えたことを機に、創業時の「インターネットで才能をつなぎ無数の感動を生み出したい」という想いを再確認し、下記、企業理念のリニューアル及びグループビジョンの策定に至りました。

株主のみなさまには引き続きご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長

古俣大介

企業理念

才能をつなぎ、世界をポジティブにする

グループビジョン

世界中の才能をつなげるクリエイティブプラットフォームを創造していく

ピクスタを創業した2005年当時、無数に埋もれているアマチュアカメラマンの存在に気づき、彼らが才能を活かせる機会を提供するべくPIXTAを開始しました。それからPIXTAを通じ、誰もが才能を活かせるフラットな世界の実現に向けて取り組んできました。

しかし、まだまだ多くの分野で才能が埋もれている現状があります。私たちはこれから、インターネット上に様々な分野で誰もが才能を活かせる機会を提供し、無数の埋もれた才能をn対nという形で世界につなげていきます。

そして自分の才能が世界につながり認められる感動、素晴らしい才能に出会う感動を数多く創造し、それら無数の感動の集積によって世界をポジティブにしていくことが私たちの使命です。

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
ピクスタ株式会社
代表取締役社長 古 俣 大 介

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月27日（火曜日）午後7時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成30年3月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 渋谷サンスカイルーム
東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号 朝日生命宮益坂ビル 5階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第13期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項
案 | 取締役5名選任の件 |

以 上

○当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

○本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://pixta.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

・連結計算書類 「連結注記表」

・計算書類 「個別注記表」

○株主総会参考書類、事業報告並びに連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

○資源節約のため、当日ご出席の際はこの「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

議 案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	こまた だいすけ 古 俣 大 介 (昭和51年9月26日)	平成12年3月 株式会社ガイアックス入社 平成14年1月 有限会社万来設立 取締役社長就任 平成17年8月 株式会社オンボード（現 当社）設立 代表取締役社長就任（現任） 平成25年11月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Director就任（現任） 平成28年5月 PIXTA VIETNAM CO., LTD. 会長就任（現任） 平成28年12月 PIXTA (THAILAND) CO., LTD. Director就任（現任） 平成29年3月 Topic Images Inc.理事就任（現任）	537,300株
2	うちだ こうたろう 内 田 浩 太 郎 (昭和41年5月14日)	平成元年4月 株式会社ワールド証券（現株式会社SBI証券）入社 平成12年3月 株式会社ダイレクトプラネット入社取締役就任 平成13年8月 株式会社フォースタイル入社 常務取締役就任 平成16年1月 株式会社インディード設立 代表取締役就任 平成18年6月 当社取締役就任（現任） 平成25年11月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director就任 平成27年1月 当社コンテンツ本部長就任（現任） 平成29年3月 Topic Images Inc.理事就任（現任）	67,200株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	えんどうけんじ 遠藤健治 (昭和51年5月18日)	平成11年5月 株式会社ガイアックス取締役就任 平成22年10月 当社入社 平成23年3月 当社取締役就任(現任) 平成27年1月 当社コマース&サービス本部(現プラットフォーム本部)長就任(現任) 平成27年7月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director就任(現任) 平成28年12月 PIXTA (THAILAND) CO., LTD. Managing Director就任(現任) 平成29年3月 Topic Images Inc.理事就任(現任)	142,400株
4	おんだしげお 恩田茂穂 (昭和47年4月21日)	平成10年4月 国際証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 平成12年5月 株式会社ガイアックス入社 平成16年12月 中央青山監査法人入所 平成19年7月 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成23年8月 当社入社 管理部長就任(現任) 平成27年1月 当社コーポレート本部長就任(現任) 平成27年3月 当社取締役就任(現任)	4,520株
5	まつもところすけ 松本浩介 (昭和42年6月2日)	昭和62年1月 株式会社リョーマ 入社 平成10年6月 時刻表情報サービス株式会社 取締役就任 平成11年6月 同社 代表取締役就任 平成16年7月 株式会社ザッパラス 取締役就任 平成23年6月 株式会社enish 取締役就任 平成28年3月 KLab株式会社 社外取締役(監査等委員)就任(現任) 平成28年3月 当社社外取締役就任(現任) 平成28年5月 株式会社スタジオアタオ 社外取締役(監査等委員)就任(現任)	-

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松本浩介氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、現在同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 松本浩介氏は、他社の代表取締役又は取締役を歴任し培われた企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営に対する様々な助言及び意見が期待されることから、社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、松本浩介氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第27条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法定が定める額としております。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

以 上

事業報告

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな景気の回復傾向が継続しており、雇用環境や個人消費も回復の兆しが見られております。

当社グループを取り巻く環境としましては、スマートデバイス、スマートフォン（以下、スマホ）アプリやインターネット広告（動画広告を含む）の普及に伴い、これまで以上にインターネットでのデジタル素材の活用機会が増えております。また、近年、スマホに付属するカメラ機能の高機能化やアプリの加工技術の向上により誰もが手軽に高品質の写真撮影ができるようになり、さらに撮影したスマホ写真をインターネットに投稿・共有するスタイルが若年層を中心に定着してきました。

このような事業環境のもと、当社グループは当連結会計年度を「積極投資の年」と位置づけ、既存の国内事業を継続的に伸ばしつつ、昨年着手した新規事業の成長加速と新たな投資による事業機会の拡大に取り組んでまいりました。

これに基づき、当連結会計年度において、既存の国内事業につきましては、特に定額制販売の購入者及びクリエイターの拡大を引き続き進めてまいりました。具体的には、デジタル素材マーケットプレイス「PIXTA（ピクスタ）」において、購入者の利便性向上のため、サイト機能の改善に取り組んだほか、定額制販売における顧客層の拡大を目指し「少量定額プラン」の提供を新たに開始いたしました。また、少量定額プランにおいてユーザーが順調に拡大したものの、単品販売及び既存の定額プランからのユーザー移行による顧客単価の低下が見られたことから、対策として、12月末に同プランの新規ユーザー向け価格の値上げを実施いたしました。クリエイターの拡大につきましては、セミナーやモデルとフォトグラファーの交流イベントの開催、ブログやメールマガジン等での情報提供に加え、人物専属クリエイター（注）を対象とした撮影会を実施し、新たな売れ筋クリエイターを育てるための試験的な短期間集中サポートを実施し、自社保有素材の制作を通じて培ったノウハウを還元するなど、人物写真素材の

充実に向けたクリエイター支援活動を強化いたしました。

昨年着手した新規事業のうち、出張撮影マッチングサービス「fotowa（フォトワ）」におきましては、サービス対象地域の拡大に取り組み、各地域でフォトグラファーの獲得と集客強化に注力するとともに、機能改善及び拡張に努めたほか、メディア露出機会増加のための積極的な広報活動を展開しました。また、スマホ写真の投稿マーケットプレイス「Snapmart（スナップマーケット）」におきましては、画像表示の高速化やフォトコンテスト機能の一般ユーザー向け開放、SNSマーケティングに特化した物撮りサービスの提供等、各種機能改善及び利用者拡大のための施策を実施いたしました。

さらに、海外展開の一環として、平成29年3月に連結子会社化したTopic Images Inc.と韓国語版PIXTAをローンチし、韓国ローカルコンテンツの収集・制作にも注力しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,231,590千円（前年同期比26.9%増）（うち、定額制売上は518,009千円）、営業利益は17,475千円（前年同期比88.8%減）、経常利益は23,262千円（前年同期比85.1%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は6,030千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益100,870千円）となりました。なお、当社グループはクリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

（注）「PIXTA」でのみ素材の販売を行う「専属クリエイター」の中でも特に人物写真をメインに登録可能なクリエイター

②設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は12,028千円であり、その主なものは、自社利用ソフトウェアの制作であります。

③資金調達の状況

当社は、当連結会計年度中に、取引銀行3行より借入実行を受け、総額で300,000千円の資金を調達しております。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、平成29年3月3日をもってTopic Images Inc.の発行済株式の80%を取得し、連結子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (平成26年12月期)	第 11 期 (平成27年12月期)	第 12 期 (平成28年12月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (平成29年12月期)
売 上 高 (千円)	-	-	1,758,385	2,231,590
経 常 利 益 (千円)	-	-	155,787	23,262
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	-	-	100,870	△6,030
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	-	-	45.22	△2.70
総 資 産 (千円)	-	-	1,307,342	1,790,357
純 資 産 (千円)	-	-	659,864	659,776
1株当たり純資産 (円)	-	-	295.81	295.45

(注) 1. 当社は、平成28年12月期より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (平成26年12月期)	第 11 期 (平成27年12月期)	第 12 期 (平成28年12月期)	第 13 期 (当事業年度) (平成29年12月期)
売 上 高 (千円)	1,068,758	1,388,235	1,757,297	2,054,760
経 常 利 益 (千円)	98,441	120,399	170,157	94,372
当 期 純 利 益 (千円)	90,533	111,659	115,300	65,799
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額 (円)	46.87	53.75	51.69	29.49
総 資 産 (千円)	460,242	990,642	1,317,278	1,752,688
純 資 産 (千円)	120,577	558,318	674,295	740,688
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	30.62	250.36	302.28	331.71

(注) 1株当たり当期純利益金額は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
また、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
スナップマーケット株式会社	20百万円	100%	Snapmart (スナップマーケット) 事業
Topic Images Inc.	650百万ウォン	80%	ストックフォト事業

(注) 当社は平成29年3月3日にTopic Images Inc.の発行済株式の80%を取得したため、重要な子会社としております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、さらなる事業拡大と収益基盤の安定化のために、以下の項目を対処すべき課題と認識し、対応を推進しております。

① クリエイターの増加

クリエイティブ・プラットフォーム事業の性質上、質の高いデジタル素材を提供するクリエイターの増加・維持が事業の発展に不可欠であります。そのため、各種メディアを通じて、当社グループのクリエイターに着目した広報活動等を積極的に行う他、素材使用事例の公開、セミナーの開催、関連イベントへの参加等を通じたクリエイターへの情報発信等を行っております。

特に、当社グループにおいて需要の高い素材テーマ等を分析しクリエイターに提供する等、クリエイターの当社グループへの素材提供を促進するための努力を継続しております。

② 購入者の増加

サイトを訪れる新規購入者の増加とともに、新規購入者の継続的な購入者への転化は事業の発展に不可欠であります。

当社グループでは、主にSEOやSEMを強化することにより、新規購入者のサイトへの流入を促しております。さらに、そのような新規購入者の継続的な購入者への転化にあたっては、購入者の要請に対して網羅性の高い多様なデジタル素材を常に取り揃えておくことが不可欠であります。そのため、当連結会計年度においては、当社グループが企画し、著作権も当社グループが取得する自社保有素材の制作にも注力し、素材数が少ない又はこれまで取り組めていなかった新しい分野やテーマの素材を積極的に制作・開拓することで、提供素材の網羅性及び多様性の向上に貢献するための施策を行っております。

また、当社グループでは、積極的な広報活動を通じて、「PIXTA」や「Snapmart」の認知度及びブランド力を向上させる努力を継続しております。

③ デジタル素材マーケットの普及・拡大

当社グループが取り扱う写真・イラスト・動画等のデジタル素材は、主に、企業やメディア各社、広告制作会社そしてデザイナーによりさまざまな媒体での広告制作物において、ビジュアル効果を高めるために使用されております。その需要は、インターネット環境の発展及び技術開発によるデジタル素材の制作コストの低下を主な背景として、継続的に高まっています。

その一方で、企業における広告制作物以外での用途（企業パンフレットやホームページ等への掲載、プレゼンテーションや研修等の各種資料での利用等）、さらには個人や個人事業主のブログ・ホームページ等での利用等、さらに幅広い分野・シーンでの活用が考えられますが、現状、このような利用は限定的であると認識しております。当社グループでは、既存のアクティブユーザー層以外のユーザーの利用をより推進するような商品の開発・提供を積極的に行っていくことで、今後、当社グループのサービスを利用し得る顧客層又は利用機会を拡大するための施策を行っていきます。

そのような施策を通じて、当社グループでは、安価で高品質、かつさまざまな層の購入者の要請に応える多彩なロイヤリティフリーのデジタル素材を世の中に少しでも多く供給することにより、デジタル素材マーケット全体の普及・拡大に努めてまいります。

④ 新規サービス・新規事業の立ち上げ

当社グループでは現在、写真・イラスト・動画等デジタル形式のストック素材のライセンス販売を主軸に事業を展開しておりますが、素材のジャンル拡大や販売方法の多様化、及び当社グループの強みを活かした新規サービス・新規事業の開拓は、課題の一つであると認識しております。

当連結会計年度においては、素材のジャンル拡大を目的として平成29年10月に音楽素材の販売を開始するとともに、販売方法の多様化を目的として5月に少量定額プランの提供を開始いたしました。

今後も、総合的なクリエイティブ・プラットフォームとして、クリエイター及び購入者それぞれにとってメリットの高い新規サービス・新規事業を検討し展開していきたいと考えております。

⑤ 海外への事業進出

当社グループは海外への事業展開を企図しており、特にビジネス環境の向上により広告業界の発展やデジタル素材の需要拡大が見込まれる、東南アジアと東アジアをそのメインターゲットとしております。その一環として、当社は「PIXTA」のサイトの多言語化を進めており、平成28年2月には、既存の英語版、中国語版（繁体字・簡体字）のサイトに加えタイ語版のサイトをリリースいたしました。

また、既存のシンガポールの現地法人PIXTA ASIA PTE.LTD.及び台湾支店（日商匹克斯塔圖書股份有限公司台湾分公司）に加え、平成28年5月には開発拠点としてベトナム・ハノイにPIXTA VIETNAM CO., LTD.を、平成28年12月にはタイ市場での素材販売・収集、マーケ

ティング活動拠点としてタイ・バンコクにPIXTA (THAILAND) CO., LTD.を設立いたしました。

さらに、平成29年3月に、韓国でストックフォト販売事業を手がけるTopic Images Inc.を子会社化し、7月にPIXTA韓国語版サイトをオープンいたしました。

今後も、特に東南アジア及び東アジアでの各国の文化・市場・ニーズ等にあわせて、効率的かつ効果的な進出方法を検討し、推進していきたいと考えております。

⑥ サービスの継続的改善

当社グループでは、サービスの継続的な改善は不可欠な課題であると認識し、検索機能の向上、デジタル素材の拡充及びサイトの安全性の強化といった施策に引き続き重点的に取り組んでまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社グループは、現状、小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。今後、企業価値の継続的な増大を図るにあたっては、優秀な人材の採用・育成により業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくことが不可欠であると認識しております。そのため、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

事業区分	事業内容
クリエイティブ・プラットフォーム事業	インターネット上で写真・イラスト・動画等のデジタル素材の販売を行う「PIXTA」の運営及びスマホの写真をユーザーから直接購入できるサービス「Snapmart（スナップマート）」の運営、並びに出張撮影マッチングサービス「fotowa」の運営

(6) 主要な営業所（平成29年12月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本	社	東京都渋谷区
支	店	台湾台北市

② 子会社

スナックマート株式会社	本社：東京都渋谷区
Topic Images Inc.	本社：大韓民国ソウル市

(7) 従業員の状況（平成29年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
クリエイティブ・プラットフォーム事業	98名	20名

(注) 従業員数には、契約社員を含み、当社グループから当社グループ外への出向者及び臨時従業員（アルバイトを含む）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
78名	3名増	33.68歳	3.25年

(注) 従業員数には、契約社員を含み、当社から社外への出向者及び臨時従業員（アルバイトを含む）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年12月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	127,500千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	85,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	43,328

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (平成29年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,231,440株 (自己株式 (38株) を含んでおります)
- (3) 株主数 923名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
古 俣 大 介	537,300	24.08
S o c i a l E n t r e p r e n e u r 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	197,600	8.86
G A I A X G L O B A L M A R K E T I N G & V E N T U R E S P T E . L T D .	160,000	7.17
遠 藤 健 治	142,400	6.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口)	125,000	5.60
U B S A G S I N G A P O R E	99,800	4.47
株 式 会 社 S B I 証 券	69,600	3.12
内 田 浩 太 郎	67,200	3.01
M L I F O R C L I E N T G E N E R A L L N O N T R E A T Y - P B	65,700	2.94
楽 天 証 券 株 式 会 社	60,500	2.71

(注) 持株比率は自己株式 (38株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		平成23年9月27日	平成24年2月22日
新株予約権の数		83個 (注) 1.	17個 (注) 1.
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 16,600株 (注) 1. (新株予約権1個につき200株)	普通株式 3,400株 (注) 1. (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 60,000円 (1株当たり300円)	新株予約権1個当たり 60,000円 (1株当たり300円)
権利行使期間		平成25年10月5日から 平成33年8月23日まで	平成26年3月3日から 平成33年8月23日まで
行使の主な条件		(注) 2.	(注) 2.
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 7個 (注) 3. 目的となる株式数 1,400株 保有者数 1名	新株予約権の数 8個 (注) 3. 目的となる株式数 1,600株 保有者数 1名

(注) 1. 当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

3. 取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

	第 6 回 新 株 予 約 権	第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	平成24年11月28日	平成26年 3月13日
新 株 予 約 権 の 数	75個 (注) 1.	520個 (注) 1.
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 15,000株 (注) 1. (新株予約権 1 個につき 200株)	普通株式 10,400株 (注) 1. (新株予約権 1 個につき 20株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権 1 個当たり 60,000円 (1 株当たり 300円)	新株予約権 1 個当たり 14,400円 (1 株当たり 720円)
権 利 行 使 期 間	平成26年12月16日から 平成34年 3月28日まで	平成28年 3月15日から 平成35年10月 4日まで
行 使 の 主 な 条 件	(注) 2.	(注) 2.
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	
	新株予約権の数 10個 (注) 3. 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 280個 (注) 3. 目的となる株式数 5,600株 保有者数 3名

(注) 1. 当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

3. 取締役のうち 1 名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

	第 9 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日	平成27年3月17日	
新 株 予 約 権 の 数	1,200個 (注) 1.	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 24,000株 (注) 1. (新株予約権 1 個につき 20株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権 1 個あたり 14,400円 (1 株あたり 720円)	
権 利 行 使 期 間	平成29年3月19日から 平成37年1月23日まで	
行 使 の 主 な 条 件	(注) 2.	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 900個 目的となる株式数 18,000株 保有者数 2名

(注) 1. 当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

		第13回新株予約権
発行決議日		平成29年5月12日
新株予約権の数		450個 (注) 1.
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 45,000株 (注) 1. (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 200円 (新株予約権の目的である株式1株当たり 2円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 129,000円 (1株当たり 1,290円)
権利行使期間		平成30年4月1日から 平成35年5月28日まで
行使の主な条件		(注) 2.
役員等への交付状況	取締役 (社外取締役除く)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 交付者数 4名
	当社使用人	新株予約権の数 250個 目的となる株式数 25,000株 交付者数 13名

(注) 1. 当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、平成29年12月期から平成31年12月期までのいずれかの期の売上高（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高をいい、以下同様とする。）が下記 (a) 乃至 (c) に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該売上高の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日まで行使することができる。

(a) 売上高が3,500百万円を超過した場合 行使可能割合: 30%

(b) 売上高が4,000百万円を超過した場合 行使可能割合: 40%（上記 (a) と合わせて70%）

- (c) 売上高が4,500百万円を超過した場合 行使可能割合: 30% (上記 (a) 及び (b) と合わせて100%) きる。
- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成29年12月31日現在)

会社における地位及び担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	古 俣 大 介	PIXTA ASIA PTE.LTD. Director PIXTA VIETNAM CO., LTD. 会長 PIXTA (THAILAND) CO., LTD. Director Topic Images Inc. 理事
取 締 役 (コ ン テ ン ツ 本 部 長)	内 田 浩 太 郎	Topic Images Inc. 理事
取 締 役 (プ ラ ッ ト フ ォ ー ム 本 部 長)	遠 藤 健 治	PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director PIXTA (THAILAND) CO., LTD. Managing Director Topic Images Inc. 理事
取 締 役 (コ ー ポ レ ー ト 本 部 長)	恩 田 茂 穂	
取 締 役	上 田 祐 司	株式会社ガイアックス 代表執行役社長 AppBank株式会社 社外取締役 一般社団法人シェアリングエコノミー協会 代表理事
取 締 役	松 本 浩 介	KLab株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社スタジオアタオ 社外取締役 (監査 等委員)
常 勤 監 査 役	大 野 聡 子	Topic Images Inc. 監事
監 査 役	古 賀 良 三	
監 査 役	松 本 拓 生	恵比寿松本法律事務所 代表 株式会社カヤック 社外監査役 PGMホールディングス株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役上田祐司氏及び松本浩介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役大野聡子氏、監査役古賀良三氏及び松本拓生氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役上田祐司氏、松本浩介氏、監査役大野聡子氏、古賀良三氏及び松本拓生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

4. 監査役大野聡子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	57,600千円 (4,800千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3)	10,050千円 (10,050千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (5)	67,650千円 (14,850千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成27年3月17日開催の第10期定時株主総会において、年額20,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成27年3月17日開催の第10期定時株主総会において、年額2,000万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役上田祐司氏は、株式会社ガイアックスの代表執行役社長、AppBank株式会社の社外取締役、及び一般社団法人シェアリングエコノミー協会の代表理事を務めております。兼職先のうち、株式会社ガイアックスと当社との間には、当社の運営する「PIXTA」における購入者及び「fotowa」における利用者としての取引がありますが、特別の関係はありません。

社外取締役松本浩介氏は、KLab株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社スタジオアタオの社外取締役（監査等委員）であります。兼職先と当社との間には人的関係、資本

的關係及び重要な取引關係その他の利害關係はありません。

社外監査役松本拓生氏は、恵比寿松本法律事務所の代表、株式会社カヤックの社外監査役及びPGMホールディングス株式会社の社外取締役であります。兼職先のうち、株式会社カヤックと当社との間には、当社の運営する「PIXTA」における購入者としての取引がありますが、特別の關係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 上田 祐司	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 松本 浩介	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 大野 聡子	当事業年度に開催された取締役会13回すべて、監査役会13回すべてに出席いたしました。主に、公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役 古賀 良三	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、取締役・監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役 松本 拓生	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会13回すべてに出席いたしました。主に、弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役からの報告を通じて、監査内容、監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行について著しい障害があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該事案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

- ① 処分の対象者
新日本有限責任監査法人
- ② 処分の内容
 - ・平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
 - ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

6. 業務の適正を確保するための体制

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」を制定するとともに、各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた職務権限及び業務分掌に基づいて業務を執行する。
- ② 内部監査規程に基づき、代表取締役社長直轄の内部監査担当者を置き、各部門の業務執行の状況等について監査役会と連携して監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。
- ③ 各本部長及び部長は、本部又は部固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- ④ 法令違反その他法令上疑義のある行為等については、管理部及び外部弁護士等を相談先とする内部通報制度を構築し、「内部通報規程」に従って適切に対応する。

(2) 取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行にかかる記録文書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」等に基づき、適切に保管・管理する。
- ② 必要に応じ、取締役及び監査役はこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は「リスク管理規程」を定め、当社及び当社子会社において発生する可能性のあるリスクを予め識別し、識別したリスクに対処するための体制を整備し、定期的に見直すものとする。
- ② リスク情報等については、経営会議、取締役会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに関しては、それぞれの担当部署にて必要に応じて研修の実施、マニュアルの整備等を行うものとし、組織横断的なリスクの監視及び全社的な対応は管理部が行うものとする。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策チームを設置し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ④ 内部監査担当者は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。

- (4) 当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するために、子会社及び関連会社の管理を担当する部門は、「関係会社管理規程」に基いて子会社等の状況に応じて必要な管理を実施する。
 - ② 内部監査担当者は、当社の子会社等の管理状況及び子会社等の業務活動について内部監査を実施する。
- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は月に1回、又は必要に応じて随時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し、実行する。
 - ② 経営会議は週に1回、又は必要に応じて随時に開催し、取締役会で決定された経営方針に基づいて代表取締役社長が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議する。
 - ③ 取締役は代表取締役社長の指示のもと、取締役会決議等に基づき自己の職務を執行する。また、適宜会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じて取締役会に対し、経営政策、経営戦略等を進言するものとする。
 - ④ 各部門においては「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を受け、責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は監査役がその職務を補助する使用人を定め、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - ② 監査役を補助する使用人の人事異動は、監査役の承認を事前に得るものとする。
- (7) 取締役及び使用人並びに子会社等の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ文書を開覧し、当社グループの取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
 - ② 当社グループの取締役及び使用人が監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - ③ 監査役に報告を行った当社グループの取締役及び使用人は、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、内部監査担当者と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - ② 会計監査業務については監査法人に会計監査の説明を受ける等必要な連携を図り、監査役監査の実効性を確保する。
 - ③ 監査役は、法律上の判断を必要とする場合には、随時弁護士等より専門的な立場からの助言を受けるものとする。
 - ④ 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、すみやかに当該費用の支払いを行う。
- (9) 財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制
- 内部統制システムの構築に関する基本方針及び財務報告の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 当社は、「コンプライアンス管理規程」に基づき、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言する。
 - ② 当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止する。
 - ③ 当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理部と定め、反社会的勢力による不当要求、組織的暴力及び犯罪行為に対しては、マニュアルを整備し、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備している。
 - ④ 定期的に反社会的勢力との関係の有無を調査し、取引先がこれらと関わる事が判明又はその疑いが生じた場合、すみやかに取引関係を解消する。
 - ⑤ 当社では、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察及び弁護士等との外部の専門機関と連携体制を構築する。
 - ⑥ 対応統括部署に反社会的勢力にかかわる情報の収集・管理を一元化し、役員及び使用人に対して定期的にコンプライアンス研修を実施する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回又は必要に応じて臨時に取締役会を開催しており、当事業年度においては定時取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催いたしました。定時取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

(2) 監査役会による監視

当社は、監査役会規程に基づき、原則として月1回又は必要に応じて臨時に監査役会を開催しており、当事業年度においては監査役会を13回開催いたしました。監査役会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

(3) コンプライアンス体制の運用

当社は、コンプライアンスに抵触する事態の発生を予防するため、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。また、内部通報規程の整備を行うと共に、内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反や不正行為の早期発見、早期解決に努めております。

(4) 内部監査の実施

代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しております。内部監査の結果については、代表取締役社長に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。また、内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,326,894	流 動 負 債	919,495
現 金 及 び 預 金	835,214	買 掛 金	377,343
売 掛 金	406,003	1年内返済予定の長期借入金	60,008
繰 延 税 金 資 産	5,692	未 払 金	107,479
そ の 他	82,876	未 払 法 人 税 等	7,558
貸 倒 引 当 金	△2,892	前 受 金	259,088
固 定 資 産	463,462	そ の 他	108,017
有 形 固 定 資 産	31,646	固 定 負 債	211,084
建 物	27,752	長 期 借 入 金	195,820
工 具、器 具 及 び 備 品	3,893	そ の 他 の 引 当 金	11,872
無 形 固 定 資 産	310,942	そ の 他	3,392
コ ン テ ン ツ 資 産	104,930	負 債 合 計	1,130,580
の れ ん	192,932	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	13,079	株 主 資 本	653,925
投 資 其 他 の 資 産	120,873	資 本 金	309,739
投 資 有 価 証 券	37,023	資 本 剰 余 金	299,739
敷 金 及 び 保 証 金	77,592	利 益 剰 余 金	44,520
繰 延 税 金 資 産	6,178	自 己 株 式	△73
そ の 他	79	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	5,348
資 産 合 計	1,790,357	為 替 換 算 調 整 勘 定	5,348
		新 株 予 約 権	502
		純 資 産 合 計	659,776
		負 債 純 資 産 合 計	1,790,357

連結損益計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,231,590
売上原価		934,644
売上総利益		1,296,945
販売費及び一般管理費		1,279,469
営業利益		17,475
営業外収益		
受取利息	29	
受取配当金	2,821	
広告料収入	1,634	
為替差益	2,307	
その他	206	6,999
営業外費用		
支払利息	1,173	
その他	40	1,213
経常利益		23,262
特別損失		
固定資産除却損	539	539
税金等調整前当期純利益		22,722
法人税、住民税及び事業税	26,455	
法人税等調整額	2,297	28,753
当期純損失		6,030
親会社株主に帰属する当期純損失		6,030

連結株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	309,487	299,487	50,550	△73	659,452
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	252	252			504
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△6,030		△6,030
新株予約権の発行					-
株主資本以外の項目の当 連結会計年度中の変動額 (純 額)					-
当連結会計年度変動額合計	252	252	△6,030	-	△5,526
当連結会計年度末残高	309,739	299,739	44,520	△73	653,925

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調定 勘定	その他の包 括利益累 計額		
当連結会計年度期首残高	-	-	412	659,864
当連結会計年度変動額				
新 株 の 発 行				504
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				△6,030
新株予約権の発行			90	90
株主資本以外の項目の当 連結会計年度中の変動額 (純 額)	5,348	5,348		5,348
当連結会計年度変動額合計	5,348	5,348	90	△88
当連結会計年度末残高	5,348	5,348	502	659,776

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,321,892	流動負債	816,180
現金及び預金	758,647	買掛金	300,111
売掛金	339,078	未払金	104,013
関係会社短期貸付金	140,000	1年内返済予定の長期借入金	60,008
繰延税金資産	5,692	未払法人税等	7,378
その他	79,793	前受金	246,356
貸倒引当金	△1,319	その他	98,311
固定資産	430,796	固定負債	195,820
有形固定資産	29,876	長期借入金	195,820
建物	26,750	負債合計	1,012,000
工具、器具及び備品	3,126	(純資産の部)	
無形固定資産	117,804	株主資本	740,185
コンテンツ資産	104,930	資本金	309,739
その他	12,874	資本剰余金	299,739
投資その他の資産	283,114	資本準備金	299,739
投資有価証券	22,400	利益剰余金	130,780
関係会社株式	189,623	その他利益剰余金	130,780
敷金及び保証金	64,872	繰越利益剰余金	130,780
繰延税金資産	6,178	自己株式	△73
その他	40	新株予約権	502
資産合計	1,752,688	純資産合計	740,688
		負債純資産合計	1,752,688

損益計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,054,760
売上原価	841,140
売上総利益	1,213,620
販売費及び一般管理費	1,122,049
営業利益	91,570
営業外収益	
受取利息	761
受取配当金	2,821
広告料収入	1,634
その他	65
営業外費用	
支払利息	1,173
為替差損	1,307
経常利益	94,372
税引前当期純利益	94,372
法人税、住民税及び事業税	26,275
法人税等調整額	2,297
当期純利益	65,799

株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	309,487	299,487	299,487	64,980	64,980	△73	673,882	412	674,295
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	252	252	252				504		504
当 期 純 利 益				65,799	65,799		65,799		65,799
新 株 予 約 権 の 発 行							-	90	90
当 期 変 動 額 合 計	252	252	252	65,799	65,799	-	66,303	90	66,393
当 期 末 残 高	309,739	299,739	299,739	130,780	130,780	△73	740,185	502	740,688

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月16日

ピクスタ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 百井 俊次 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ピクスタ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクスタ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月16日

ピクスタ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 百井 俊次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ピクスタ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は平成30年2月4日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議しております。

平成30年2月23日

ピクスタ株式会社	監査役会
常勤監査役 (社外監査役)	大野 聡子 ㊦
監査役 (社外監査役)	古賀 良三 ㊦
監査役 (社外監査役)	松本 拓生 ㊦

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

年間トピックス (2017年1月1日～12月31日)

1月

● fotowa全国展開着手

首都圏からサービスを拡大し、2017年12月時点で18の都道府県にてサービス提供中。今後もさらに提供エリアを拡大してまいります。

3月

● 韓国Topic Images Inc.を子会社化

韓国でストックフォト(広告及び出版用写真素材)販売事業を手がけるTopic社を連結子会社化し、韓国市場への展開を開始しました。

5月

● PIXTAで少量定額プラン提供開始

定額制販売へのニーズが年々増加、多様化していることから、2017年は「定額制重視へのシフト」の年に。その一環として新たに少量定額プランの提供を開始しました。

6月

● PIXTAの素材点数が2,500万点を突破

7月

● 韓国語版PIXTAリリース

8月

● 企業理念リニューアル&グループビジョン策定

10月

● 音楽素材販売開始

動画広告やゲームアプリ市場が拡大する中、音楽素材の需要も高まっています。制作現場のあらゆる需要に応え、2018年度内の音楽素材購入者1,000人を目指します。



[fotowa]サイト



韓国語版PIXTA



音楽素材

株主総会会場ご案内図

会場 渋谷サンスカイルーム
東京都渋谷区渋谷一丁目
9番8号
朝日生命宮益坂ビル5階

(会場場所のお問い合わせ)

渋谷サンスカイルーム
電話 03(3406)2085

交通

電車 JR (山手線・埼京線・湘南新宿ライン)
渋谷駅(宮益坂口)

東急東横線	渋谷駅
東急田園都市線	渋谷駅
京王井の頭線	渋谷駅
東京メトロ (銀座線・半蔵門線・副都心線)	渋谷駅

* 地下鉄連絡通路をご利用の場合は11番出入口
が便利です。



資源節約のため、当日ご出席の際はこの「招集ご通知」を
お持ちくださいますよう、お願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

当社IR情報サイトのご案内

決算資料・有価証券報告書及び各種リリースを掲載しております。
メディア紹介事例やプレゼンテーション動画もご覧いただけますので、よろしければご参照ください。

IRサイト

<https://pixta.co.jp/ir> または

ピクスタ IR 検索